



Japan Association of Arbitrators

日本仲裁人協会会報

Japan Association of Arbitrators Bulletin

（社）日本仲裁人協会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館内
TEL 03(3580)9870 FAX 03(3580)9899 <http://arbitrators.jp/>

第9号
2013年3月

ハーグ条約加盟と国際家事調停

日本仲裁人協会常務理事・同ハーグ条約 PT 共同座長 小 原 望

1. はじめに

国際結婚の破綻とそれに伴う「子の連れ去り」問題が多発しているが、かかる場合に国境を越えて連れ去られた子の返還手続を規定する「ハーグ条約」に未加盟の日本に対しては、欧米を中心とする加盟国諸国から早期加盟への強い要望がなされていた。

日本政府は長期間の検討の結果ハーグ条約に加盟することを決定し、安倍内閣は2013年の通常国会でハーグ条約加盟承認と条約を実施するための国内関連法案を可決させる意向を示している。

本稿ではハーグ条約加盟後に生じる諸問題とそれに対する適切な対応につき検討することにする。

2. ハーグ条約の概要

ハーグ条約は、監護権の侵害を伴う不法な国境を越えた16歳未満の子の連れ去りの場合には、まず原則として子を元の居た国（「常居所」）へ返還することを義務付けている。これは一旦生じた不法な状態を長期間放置することなく、まず原状回復させようとして、元の居住国の司法の場で子の監護について、子の生活環境や両親の主張を十分に考慮のうえ判断することが「子の最善の利益」になるとの考えからである。

また、ハーグ条約は、加盟国がこの条約による義務を履行するために「中央当局」を指定すると定め（日本では外務省）、この中央当局の義務の一つとして子の任意の返還を確保し、または問題の「友好的解決」をもたらすために適当な措置をとるべきことを定めている。

更に、ハーグ条約は、国境を越えて生活する親と子の面会交流の機会を確保することは、子の健全な生育に望ましいとの判断から、親子が面会交流できる機会を中央当局が支援すべきことも定めている。

3. 日本政府の加盟に向けた準備

ハーグ条約加盟を閣議決定した日本政府は、その準備として条約で定められた義務を国内で実施するための法律（国内担保法）を整備するため、裁判所における子の返還手続部分の作業を法務省が、子の所在の特定や返還のための当事者間の友好的解決のための支援、面会交流の実施に向けた支援等を行う中央当局の任務に関する部分を外務省が担当することとした。その結果、法務省法制審議会はハーグ条約（子の返還手続関係）部会において検討され、2012年2月に法務省は「子の返還手続等の整備に関する要綱」を答申し、野田内閣はこの要綱に基づく法案を2012年国会に提出したが衆議院解散により

廃案となった。安倍内閣では早期解決のため民主党政権下で廃案となった法案を2013年の通常国会に再提出の予定といわれている。この返還手続に関する法案では一定の返還拒否事由のある場合を除き原則として6週間以内の裁判手続により子を元居た国に返還すべきことを定めている。

4. ハーグ条約加盟後の問題点

国境を越えた子の連れ去りがよくないこと、かかる場合にはできるだけ早く子が元居た国に返還すべきことは原則として望ましいと思われる。しかしながら、国際的な子の連れ去り事案の背景には様々な事情があり、単に子を元居た国に返還することで条約が目的としている「子の最善の利益」を確保できるとは限らない。

現実に生起している国境を越えた子の連れ去り事案において、妻（多くの場合）が子を連れて本国に帰国する背景には色々な事情がある。経済的にも恵まれ、円満な夫婦関係があれば、子の連れ去りまでする必要はない。ほとんどの場合には国際結婚が破綻している場合が多い。夫婦が別れる際には、常居所地国で当事者間の協議、調停又は訴訟により、子の監護権（親権）者、養育費、面会交流権、慰謝料、財産分与等一切の必要な事項をあらかじめ決めておくことが望ましい。しかし、現実におかれた状況の下で、かかる事項をあらかじめ決めることは経済的にも、感情的にも困難な場合が多い。ハーグ条約が、子の監護（親権）の問題は、まず返還してから常居所地国での法的手続で決定するのがよいとする原則は理解できるとしても、多くの場合経済的弱者である妻にとっては高額な訴訟費用を負担できずに泣き寝入りせざるを得ない場合がある。別居した妻が子の養育費すら支払われず、困窮のうえ連れ去るといことが多い。ハーグ条約の「とりあえず」常居所地国に返還するという原則のみでは、結果として子を不幸にする場合もありうる。従って、ハーグ条約に加盟し、単にそれを実施する返還手続に関する国内担保法を制定するのみでは「子の最善の利益」が常に確保されるとは言えないのである。

5. 国際家事調停の重要性

国境を越えた子の連れ去り事案においては、正式な離婚手続の後に妻が主たる監護権を有する場合に（離婚後は共同親権を有する国においても夫婦が同居することはないので、一方が主たる監護者になり子と同居のうえ監護・養育し、他方は面会交流権を有すると共に住所、教育等一定の重要事項につき同意権を有するとされる場合が多い）、夫からの養育費の支払いがされなかったり、離婚後に自活しようとしても妻に特別な知識・技術・資産がなく就労ビザが発給されず生活に窮するような場合が多い。正式な離婚手続前の別居期間中に婚姻費用（妻と子の生活費）の支払いがされず、夫の家族から様々な嫌がらせに会い「自分以外皆敵」の状況に耐えられずに帰国する場合もある。

このように国境を越えた子の連れ去りの背景には色々な事情があり、夫婦が別れるに際して取り決めておくべき諸問題について冷静に話し合っていない場合が多い。ハーグ条約の下では子の返還がなされた後に、その地の裁判所で監護権、養育費等の問題解決のために改めて法的手続をとることが予定されている。しかし、経済的に余裕のない妻にとってはかかる手続を外国においてとれないことが多く、仮にかかる手続をとろうとして常居所地国へ行くと誘拐容疑で逮捕され、釈放されるためには「司法取引」で夫の要求する一方的な条件を受け入れざるを得なくなるという不合理な事態が生じる。

また、裁判所から返還命令が出てもその執行は容易ではない。わが国の法案は直接強制に近い制度といえるが、かかる制度の下では泣き叫ぶ母親から強制的に子を取りあげるといった事態が生じる。しかし、このようにして返還されても、前記の如く、日本人妻に資力がなく外国で法的手続をとれなかったり、逮捕の危険があつて外国の子に会いに行けなくなり、父が子に会えるようになれば今度は母が子に会えなくなるというゼロサム状態が生じるのである。

このような事態を避けるためには、わが国に返還命令を出す裁判所とは別に、関連する諸問題を話し

合いで一挙に解決するための国際家事調停機関を設置することが必要かつ望ましいと思われる。感情的に対立関係にある当事者同士が直接話し合うよりも、専門家による調停により円満解決の途を探す場を設けることが「任意の返還」又は「友好的解決」に資することになる。諸外国においては、国際家事調停等の友好的解決により成果をあげている国も多くある。

このような国際家事調停の利点としては以下のようなものが考えられる。

- (1) 調停では裁判による返還命令よりも広い範囲の問題につき一挙に解決できる。返還命令の裁判では返還するか否かだけであるが、調停では子の返還を任意に友好的な関係を維持しつつ達するということの他に、離婚（別居中の場合）、監護権（親権）、養育費、面会交流、教育問題、財産分与、慰謝料等夫婦の未解決の問題を話し合いにより一挙に解決することができる。
- (2) 友好的な解決であるから執行が容易である。調停で当事者が話し合いのうえ友好的に解決した場合には、養育費の支払い、面会交流等についても自発的に履行することが期待されるので執行困難な事態が避けられる。
- (3) 刑事罰を回避できる可能性が大きくなる。国際的な子の連れ去りは、連れ去った親（又はそれに協力した親族も）刑事罰をうける可能性がある。しかし、調停により友好的に解決した場合には、連れ去られた側から告訴の取下げや嘆願書を司法官憲に提出してもらえば、厳しい追及はされないであろうし、今後の国家間の国際的な取り決めで、かかる場合の刑事免責をお互いに保証できれば、面会交流も頻繁に行うことができ更に望ましい結果となる。
- (4) 調停は損害賠償請求訴訟を回避しうる。配偶者の同意のない国境を越えた子の連れ去りは不法行為となるので、慰謝料等の損害賠償請求訴訟を提起することが可能である。しかし調停による友好的解決の場合にはこのような派生的な紛争を避けることができる。
- (5) ハーグ条約も友好的解決及び面会交流の支援を求めている。ハーグ条約は7条Cで中央当局の任務として「子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすこと」と明文で定めている。これは返還命令はやむを得ないとしても「友好的解決」により一切の関連諸問題を解決することをハーグ条約自体が求めている。また面会交流に関しても、ハーグ条約は21条において、その重要性を強調し、中央当局が7条の義務の履行に際し、面会交流を確保するため、直接又は代理機関を通じて援助を与えることを求めている。

イギリス、ドイツ、フランス等においてもハーグ事案の国際家事調停は利用されており、子の連れ去り問題に関しては裁判による返還命令よりも調停による友好的解決の方が望ましい解決であることが広く認められている。

我が国には家庭裁判所の家事調停、弁護士会等における仲裁・和解斡旋があるが、これらは国内事案には対応できるが、子を連れ去られた父親が外国から話し合いのために来日したような場合には平日の夕方、土・日・祝日においても調停が集中的に行われうることが望ましい。また調停人も予めこれらの機関に登録されている我が国の調停人に限らず、場合によっては当事者が望む外国の調停人が我が国の調停人と共に関与しうることを望ましい。このような事情から、ハーグ条約案件では既存の機関だけでなく、新しい国際家事調停機関が必要である。

6. 国際家事調停センター

以上の理由により、日本がハーグ条約の実施法を制定する際には、国際家事調停センター等を設け、連れ去り問題に関連する家事問題（ハーグ条約加盟以前の面会交流事案を含む）に関しては正式な返還命令手続とは別に（審理の開始前、審理中、又は返還命令後執行前においても）国際家事調停センター等の機関において友好的解決を試みることを望ましいと思われる（法律上の調停前置主義は条約上困難

としても事実上それに近い運用が望まれる)。そうすることにより夫婦間に対立感情を増幅させる返還命令の数は減少し、執行をめぐる困難な事態も少なくなると思われる。返還命令という裁判所の命令が控えていることにより、当事者（特に連れ去り親）は真剣に話し合いによる友好的解決を目指すからである。

なお、国際間の面会交流を充実させることは友好的解決を促進することにもなり（子と何時でも面会できるのならば、外国人の父は引き続き日本人の母のもとで監護されることに同意することも有りうる）、今後も重要な問題であるので、返還命令とは別に、いつでも誰からでも国際家事調停機関に支援を要請しうるものとし、調停機関に国際面会交流センターの役割も期待することが望ましい。子の所在調査等も中央当局の委託をうけ関係諸官庁団体の協力を得て行うこととすれば、調停不成立の場合の返還命令手続への移行もスムーズにできる。

7. 国際 ADR センター

最近国際的な紛争には民間 ADR が盛んとなっている。ADR とは調停、仲裁等の裁判外紛争解決方法 (Alternative Dispute Resolution) のことをいう。

国際紛争をいずれかの当事者の国の裁判で解決しようとするれば、裁判所は一方の当事者の国の機関であり、裁判官もその国の特別公務員であり、使用言語もその国の言語が強制され、他の当事者にとって著しく不都合である。これに反し、ADR は私的な紛争解決方法であり、当事者の合意により調停人、仲裁人等の手続実施者が選任されるので中立性が確保でき、手続や使用言語も当事者の合意で決められ、秘密性が保持され、比較的迅速に解決でき、かつ手続実施者も事案に応じて（法律家以外の者も含まれる）専門家を選びうるので専門性が高いと言われている。このような ADR の長所から国際紛争には ADR が多用されているのであるが、経済的に活気づいている東南アジア諸国では、かねてより自国を東南アジアにおける国際紛争の解決センターにしようとの構想から、政府の財政的支援の下に国際的 ADR センターが設けられている。その代表的な例としては「香港国際仲裁センター」(Hong Kong International Arbitration Centre, HKIAC, 1985)、「シンガポール国際仲裁センター」(Singapore International Arbitration Centre, SIAC, 1991) 等があり、最近では韓国に「ソウル国際紛争センター」(Seoul International Dispute Centre, 2013) が開設されたとのことである（これらの ADR センターでは仲裁だけでなく調停も行われうる）。韓国はあらゆる分野において国際化への努力がなされている。日本は経済大国といわれて久しいが、かかる政府支援による本格的な国際的 ADR センターは存しない。最近日本政府は企業の海外進出の支援に乗り出しているが、海外進出には国際紛争が必然的に伴う。かかる日本人、日本企業の海外進出から生じるあらゆる種類の国際紛争を訴訟以外の方法で解決する国際 ADR センターの設立が望まれる。このセンターの中には商事紛争、投資紛争だけでなく国際家事紛争も含むものとし、東京と大阪に必要な物的設備（各種会議室、同時通訳等の設備を含む）と人的設備（事務、翻訳、通訳スタッフを含む）を完備したうえで、時差を考慮した利用しやすい運営（夜間、土・日・祝の使用可）が望まれる。既存の ADR 機関（日本商事仲裁協会、日本仲裁人協会等）や面会交流を支援している「家庭問題情報センター (FPIC)」等の団体もかかる施設を利用しうることとすれば、日本における国際的 ADR はますます発展し、東南アジアにおける国際紛争解決センターになるであろう。

8. むすび

最近の新聞報道によれば、ハーグ条約に関しては、ハーグ条約の加盟と返還裁判手続等の実施法案のみが政府提案案として上程されそうであるが、返還命令だけでなく、ハーグ条約でもその支援が求められている友好的解決の促進と国際的面会交流支援のための対策も非常に重要である。かかる目的のために国際 ADR センターの設立に対する政府、立法府関係者の理解と支援が望まれている。

2013 年度通常総会のご報告

事務局長 森 徹

2013 年 3 月 1 日（仲裁の日）、2013 年度の通常総会が弁護士会館 17 階 1701BC 会議室にて開催された。総会では、2012 年度の事業報告、決算報告、2013 年度の事業計画、予算案が上程され承認された。2013 年度も単年度で赤字予算を組むこととなったが、繰越金も 1,000 万円以上あり、さらなる活動活性化のため、予算案が異議なく承認された。

また、新法人移行に向けての定款変更の議案も付議された。主な改正点は、①理事会が有効に成立するために、理事の員数を 15 名以上 25 名以内に減員すること、②基本財産を定めること、③その他、公益法人移行に備え所要の改正を行うものである。なお、定款変更の効力は新法人設立の登記日から発生する。意見として、公益法人化は事務負担が大きく、メリットは少ないとの意見もあったが、4 分の 3 以上の賛成多数で承認された。

その後、新法人移行までの現行法人の新役員の改選があった。理事については、本総会限りで退任の意向を示された松元俊夫常務理事、本林徹理事の 2 名を除き 33 名の理事が再選された。また、監事のご辞退の意向を示された中村寛治氏を除く 2 名の監事が再選された。

その後、総会を一旦中断し、新理事、監事による理事会が開催され、谷口理事長が本総会をもって退任の意向を示され、新たに川村明氏（前 IBA 会長）が理事長に選任された。常務理事は松元氏を除く 10 名の常務理事が再任された。

理事会後、総会を再開し、新旧両理事長の退任、就任のご挨拶が行われた。

なお、新法人移行後の新役員は、本年 6 月に予定される臨時総会をもって選任され、その際、新法人の代表理事（理事長）、常務理事の登記のための定款変更案が審議される予定である。

総会の後、恒例となった会員懇親会が日比谷公園内のレストランで開催され、懇親を深めた。

「仲裁の日」 記念行事セミナーご報告

事務局次長 金 田 繁

2012 年 3 月 1 日（仲裁の日）、通常総会に先立って 17 時 30 分から、弁護士会館 17 階 1701 会議室におきまして、「震災時の ADR」をテーマとして、出井直樹弁護士と渡部晃弁護士をご講師とする「仲裁の日」記念行事セミナーが開催されました。

はじめに、渡部晃弁護士には、「震災 ADR と原発 ADR」と題して、東日本大震災の発災後の両 ADR における弁護士会 ADR の役割についてお話をいただきました。主に「震災 ADR」の活動実績として、仙台弁護士会が中心的役割を果たしたことや、阪神大震災当時の震災 ADR との比較に加え、申立件数・和解件数・紛争類型等々について、統計と関連資料を交えた詳細なご報告がありました。また、「原発 ADR」については、日弁連 ADR センター委員長でもある渡部弁護士が代表を務めておられる「原発 ADR 研究会」が紹介されました。

次いで、出井直樹弁護士には、渡部弁護士のご講演のトピックの 1 つであった「原発 ADR」を掘り下げるべく、「原子力損害賠償 ADR」と題して、原子力損害賠償紛争解決センター（「原紛センター」）の活動と課題についてお話をいただきました。「原子力損害賠償に関する法律」において、原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を行うよう規定されており、そのために原紛センターが設置されたという経緯から始まって、原紛センターの組織（和解仲介パネル・統括委員会・和解仲介室）や、原紛センターにおける ADR の特色（仲介委員や調査官の役割、中間指針に即した基準準拠型の ADR であること 等々）について、詳細なご説明がありました。出井弁護士が原紛センターの和解仲介室次長を務めておられることもあり、現場が抱える諸問題を含め、実務に即した大変興味深い内容でした。

なお、記念行事セミナー開催時点における原紛センターの活動報告によれば、2011 年 9 月 1 日の申立て受付開始後、2011 年中の和解成立件数は僅かに 2 件とのことでしたが、文部科学省ウェブサイト上の公表情報によれば、平成 24 年 12 月 21 日現在の申立件数は 4,962 件、既済件数は 1,808 件、和解成立件数は 1,482 件とのことです。手続の改善や統括基準の策定、原紛センターの体制強化（仲介委員・調査官の増員）等々によって、審理の迅速化が図られていることが窺えます。

当日は、大阪弁護士会会議室からも、通常総会のほか記念行事セミナーにつき、TV 会議システムによりご参加頂くことができました。

国際模擬仲裁セミナーのご報告

国際模擬仲裁プロジェクトチーム 落合孝文

2012年5月29日、英国仲裁人協会日本支部（Chartered Institute of Arbitrators, Japan Chapter, CI Arb）、一般社団法人日本商事仲裁協会（Japan Commercial Arbitration Association, JCAA）、東京商工会議所及び大阪商工会議所との共同主催で、東京会場（ライブ。弁護士会館2階講堂（クレオ））と大阪弁護士会館内会議室とを同時中継しての、JAA 国際模擬仲裁セミナーが開催されました。本セミナーの開催には、共同主催団体に加え、多くの後援団体、開催支援団体からも多大なるご協力を頂きました。

本セミナーでは、国際的にも著名な仲裁人・仲裁実務家である、Cedric Chao 氏、Doug Jones 氏、Sally Harpole 氏、Kevin Kim 氏を東京にお招きし、日本国内で活躍されている仲裁人、仲裁実務家と共に、モデレーター、仲裁人役、仲裁代理人役等を演じて頂きました。

題材には、日本企業と外国企業間の国際共同開発契約に関する紛争事案を採用し、仲裁審理（証人尋問を含む）の場面のみならず、クライアントミーティングや仲裁準備会の場面の実演を行いました。実演に加えて、現在の国際的な仲裁手続の議論の状況、仲裁手続の準備、実際の仲裁手続の進め方についての解説も行われました。

本セミナーには、東京会場では340名以上、大阪会場では130名以上の方々に御参加頂き、御参加された方々からは、「公開されない仲裁手続の概要を知ることができてよかった」、「実務的な問題についても知見を得ることができた」等、多くの好意的な意見が寄せられました。



研究部会の活動について

研究部会 辻 真也・江崎元紀

1. 研究事業

研究部会では、2012年度の研究事業として、ほぼ月一回の頻度で研究会が開催され、「新 ICC 仲裁規則」、「仲裁における証拠収集—JAMS におけるデポジション事例の紹介等」、「IBA 仲裁条項ドラフティング・ガイドライン 日本語訳プロジェクトの報告とビジネス・実務での活用方法」、「イギリスの視点から見た商事仲裁 Commercial Arbitration from an English Perspective」、「英国におけるスポーツ仲裁」、「IBA における Counsel Conduct in International Arbitration にかかるガイドライン（国際仲裁における代理人の行為規範に関するガイドライン）の動向」、「『ハーグ子の奪取条約と ADR』ハーグ子の奪取条約事案における ADR の重要性と課題」というテーマについて、グローバルな仲裁・ADR に関する報告・検討がなされました。

また、「消費者庁越境消費者センター（CCJ）への相談に見る 消費者取引のクロスボーダー化」、「『地デジ ADR の総括』一期間限定 ADR の課題とその成功の裏側—」という、我が国における紛争処理・ADR に関連するテーマについて、実務的観点から活発な報告・検討が行われました。

2013年度は、最近の仲裁裁判例の総括、注目される JCAA 仲裁規則の改正、また、近年ますます経済的な存在感を高めているロシア・東欧地域における仲裁の現状等の各種テーマについて、引き続き活発な議論・研究がなされることが期待されています。

2. 部会活動

研究部会では、当協会の設立趣意の一つである「仲裁及び ADR の普及・啓発を図る」という目的を実現するための活動の一環として、当協会の研究の成果を「仲裁・ADR フォーラム（Arbitration & ADR Forum）」との表題の下で継続雑誌として出版しており、2010年度に「仲裁・ADR フォーラム 第3号」を出版し、2013年度には、その後の研究成果をまとめた第4号の出版を予定しています。

研修部会の活動について

研修部会 酒井ひとみ・落合孝文

1. 2012年度研修事業

(1) 仲裁人研修講座

2012年度は、国際模擬仲裁を無料で開催しておりましたので、例年無料で開催している仲裁入門講座の開講をいたしませんでした。また、研修部会（仲裁人）では、2012年度は、2013年度以降に実施する研修制度及び検定制度を改善するための議論を行いました。2010年度、2011年度の仲裁人研修講座の受講生数が減少傾向にあったことを踏まえ、2012年度は、検定制度とリンクして有償で実施していた仲裁手続入門講座、仲裁人研修講座（実践編）を実施せず、2013年度以降の新講座、新検定制度構築のための準備期間とさせて頂きました。

(2) 調停人養成講座

2012年10月6日から8日の3日間連続で、調停人養成講座を飯田橋レインボービルにて開催しました。稲葉一人教授（中京大学法科大学院）、入江秀晃准教授（九州大学法学部・当会理事）及び大村扶美枝弁護士（新堂・松村法律事務所）を講師に迎え、調停ロールプレイのほか、実際の調停・紛争解決に役立つスキルを、ワークや講義で学びました。従来は、1年度に基礎編（3日間）と中級編（3日間）の2講座を開催していましたが、本年度は、調停に関する一定の知識がある方を対象として、実務的な調停技術、調停理論をより深く考えるという視点から、1講座に絞り開催することとなりました。また、本年度は初の試みとして、仲裁実施機関に実際に関与されている実務家をオブザーバーとして招聘し、ワーク等に参加いただきました。全国から、裁判所の調停委員等を含む調停に関心の深い26名の受講生が集まり、活発な議論を行いました。



関西支部便り

日本仲裁人協会関西支部 事務局長 小林和弘

前回、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（いわゆるハーグ条約）に関してシンポジウムを開催することになった旨を報告させていただきました。ハーグ条約の実施に関する法律案によれば、米軍基地の多い沖縄県も含む西日本の管轄が大阪家庭裁判所になります。また、韓国がハーグ条約に加入したので、韓国から関西地方に子を連れて戻られた在日韓国人の方の事件も、大阪家庭裁判所が受理することになります。したがって、裁判だけでなく、ハーグ条約関連の国際家事調停についても、大阪で取り扱うことのできる体制整備の必要性が高まっています。そこで、関西支部としては、引き続き、大阪弁護士会及び総合紛争解決センターと協力して、セミナーや研修を実施していく予定です。

また、日本の人口が減少していく一方、新興国では経済成長が見込まれるので、関西の中小企業も、特にアジア諸国に進出するところが増加しています。関西支部では、従来から、日本商事仲裁協会大阪事務所及び大阪商工会議所と共催で、国際商事仲裁セミナーを開催しておりましたが、このような関西の中小企業及びそれにアドバイスする法曹の要望にこたえるために、昨年3月14日には「アジア紛争解決の実務－東南アジア、インドにおける紛争解決－」と題するセミナーを開催しました。さらに、8月24日には、関西 IPBA の会の『「アジア進出の実務と紛争解決」－インドネシア・タイ・ベトナム・ミャンマーの進出を比較して』というセミナーも共催しました。本年も3月7日に、アジアにおける外国仲裁判断の承認・執行に関するセミナーを開催しました。

社団法人日本仲裁人協会の歩み

2011年6月以降

2011年

- 7月22日：仲裁入門講座
講師：花水征一 会員（ユアサハラ法律特許事務所パートナー弁護士、当協会常務理事、WIPOドメイン紛争パネリスト）、中村達也氏（国土館大学教授、一般社団法人日本商事仲裁協会仲裁部長・調停部長）、高取芳宏 会員（オリック東京法律事務所・外国法共同事業訴訟部代表パートナー弁護士、当協会理事、英国仲裁人協会（CIArb.）日本支部共同支部長）
- 7月29日：研究部会研究講座「いわゆる「地デジADR」（受信障害対策紛争処理事業）の実際と日弁連ADRセンターの取組」
報告者：渡部晃 会員（日弁連ADRセンター委員長、当協会常務理事、弁護士）
- 8月26日：ハーグ条約の批准と国際的面的交流会 国際家事調停シンポジウム（関西支部）
スピーカー：鶴岡公二（外務省総合外交政策局長）、レビン・小林久子 会員（九州大学法学研究院教授、当協会理事）、渡邊暉之氏（弁護士、大阪大学名誉教授、立命館大学大学院法学研究科教授）
- 9月17日～9月19日：調停人養成講座（基礎編）（関東）
9月27日：研究部会研究講座「倒産と仲裁」
報告者：手塚裕之 会員（西村あさひ法律事務所パートナー弁護士、当協会理事）
- 10月8日～10日：調停人養成講座（中級編）（関東）
10月27日：研究部会研究講座「ADR法見直しに向けた課題～日本ADR協会によるアンケート結果を中心に」
報告者：垣内秀介氏（東京大学准教授、日本ADR協会ADR調査企画委員会委員）
- 11月4日、7日、11日、18日：仲裁手続研修講座（関東）
11月9日：研究部会研究講座「カナダにおけるADRの現状及びその実務」
報告者：小川和茂氏（法政大学・立教大学非常勤講師）
- 12月8日：セミナー「ハーグ条約の批准と中央当局の日本の法律家・ADR団体への期待」
スピーカー：川村明 会員（当協会ハーグ条約PT共同座長、IBA会長、当協会常務理事）、鶴岡公二氏（外務省総合外交政策局長）、辻坂高子氏（外務省子の親権問題担当室長）、レビン・小林久子 会員
- 12月15日：関西支部総会
関西支部セミナー「国際仲裁、ADR等の多様な紛争解決手段の有効な活用方法」
スピーカー：大本俊彦 会員（京都大学客員教授）、Mr. Peter E. PHILLIPS (Director, Japan Systech International)、大貫雅晴 会員（一般社団法人日本商事仲裁協会理事、大阪事務所長、当協会常務理事）

2012年

- 1月20日：研究部会研究講座「新ICC仲裁規則」
報告者：早川吉尚 会員（立教大学法学部教授、当協会理事）
- 2月2日：関西支部セミナー「米国調停の経験」
スピーカー：井垣大介氏（弁護士・ニューヨーク弁護士、北浜法律事務所・外国法共同事業）
- 3月1日：仲裁の日記念行事セミナー
「ADRの挑戦～震災時のADRを中心として～」
講師：出井直樹 会員（原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介室次長、弁護士、当協会理事）、渡部晃 会員
2012年度通常総会
- 3月7日：研究部会研究講座「仲裁における証拠収集—JAMSにおけるデポジション事例の紹介等」
報告者：高取芳宏 会員
- 3月14日：関西支部セミナー「アジア紛争解決の実務—東南アジアインドにおける紛争解決—」
スピーカー：川島裕理 弁護士（弁護士法人大江橋法律事務所）、栗田哲郎 弁護士（ラジャ・タン（Rajah & Tann）法律事務所）
- 3月31日：関西支部セミナー「模擬国際家事調停」
出演者：レビン・小林久子 会員、デービッド・ベネット 外国法事務弁護士、高瀬朋子 会員（むらた・ふたば・たかせ法律特許事務所弁護士、当協会関西支部事務局次長）、谷英樹氏（弁護士法人シヴイル法律事務所弁護士）、濱田雄久 会員（弁護士法人にわ共同法律事務所、当協会関西支部事務局次長）
- 4月9日：研究部会研究講座「IBA仲裁条項ドラフティング・ガイドライン日本語訳プロジェクトの報告とビジネス・実務での活用方法」
報告者：井口直樹 会員（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）
- 5月9日：研究部会研究講座「消費者庁越境消費者センター（CCJ）への相談に見る消費者取引のクロスボーダー化」
報告者：沢田登志子 会員（一般社団法人ECネットワーク理事）

5月29日：模擬国際仲裁セミナー

- 出演者：Cedric C. Chao氏（Partner, Morrison & Foerster's San Francisco office）、手塚裕之 会員、Kevin Kim氏（Partner, Bae, Kim & Lee LLC）、内藤順也氏（桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士）、井口直樹 会員、A. Max Olson氏（モリソン・フォスター外国法事務所弁護士事務所パートナー弁護士）、Laurence W. Bates氏（General Counsel-Japan, GE）、三村まり子氏（弁護士、ノバルティスホールディングジャパン株式会社）、Doug Jones氏（Partner, Clayton UTZ/AM RFD, Sally Harpole氏（Lawyer, Sally Harpole & Co.）、高取芳宏 会員、河端雄太郎 会員（弁護士、西村あさひ法律事務所）、Trevor Hill氏（Managing Associate, オリック東京法律事務所・外国法共同事業）
- 6月19日：研究部会研究講座「イギリスの視点から見た商事仲裁」
報告者：ニール H. アンドリユース氏（イギリス・ケンブリッジ大学教授）
- 7月24日：研究部会研究講座「英国におけるスポーツ仲裁」
報告者：穴戸一樹 会員（瓜生・糸賀法律事務所パートナー弁護士）
- 9月3日：研究部会研究講座「IBAにおけるCounsel Conduct in International Arbitrationにかかるガイドライン（国際仲裁における代理人の行為規範に関するガイドライン）の動向」
報告者：小原淳見 会員（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）
- 10月3日：研究部会研究講座「地デジADRの総括—一期間限定ADRの課題とその成功の裏側—」
報告者：山本純一氏（総務省テレビ受信者支援センター・統括本部部長）
- 10月6日～8日：調停人養成講座
10月10日：研究部会研究講座「American Arbitration Associationにおける商事紛争調停の実務」
報告者：Michele S. Rilely氏（ニューヨーク州弁護士）
- 11月5日：関西支部セミナー「仲裁条項及び仲裁手続の開始における諸問題」（関西支部）
講師：Dominic Roughton氏（ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務所弁護士事務所（Herbert Smith Freehills）パートナー）、Elaine Wong氏（ハーバート・スミス・フリーヒルズ外国法事務所弁護士事務所（Herbert Smith Freehills）シニアアソシエイト）、大貫雅晴 会員、岡田春夫 会員（岡田春夫総合法律事務所代表パートナー弁護士、当協会常務理事）
- 11月29日：研究部会研究講座「「ハーグ子の奪取条約とADR」ハーグ子の奪取条約事案におけるADRの重要性と課題」
報告者：大谷美紀子 会員（弁護士、当協会理事、国際家事調停PT委員）
- 12月3日：関西支部総会
関西支部セミナー「ハーグ条約の批准と友好的解決—外国人に利用される国際家事調停を目指して—」
スピーカー：西岡達史氏（外務省総合外交政策局ハーグ条約室長）、コリン・ジョーンズ氏（同志社大学法科大学院教授）、レビン・小林久子 会員、長田真里 会員（大阪大学法学部准教授）、木内道祥氏（弁護士、大阪弁護士会国際委員会ハーグPT座長）、渡邊暉之氏、小原正敏 会員（弁護士、総合紛争解決センター財務委員会委員長、当協会理事）、戸倉晴美氏（元弁護士・家裁裁判官、現家事調停委員）

2013年

- 2月4日：IPBA2013 韓国ソウル年次総会プロモーションセミナー & レセプション
(1) 「韓国のリーガル市場の自由化について」
講師：Mr. Doil Son（韓国弁護士、韓国弁護士会国際部担当副会長）
(2) 「ソウル国際紛争センターについて」
講師：Mr. Byung-Joo Lee（韓国弁護士、韓国弁護士会 企画担当副会長）
- 3月1日：仲裁の日記念行事セミナー「国際模擬仲裁の実施報告」
講師：手塚裕之 会員
2013年度通常総会
川村明 常務理事（弁護士・国際法曹協会（IBA）前会長）を理事長に選出
- 3月7日：国際紛争解決セミナー
「アジア諸国における外国仲裁判断の承認・執行」
講師：栗田哲郎氏（弁護士）
「アジア諸国の外国仲裁判断の承認・執行制度について」
講師：末永 久美子氏（弁護士 弁護士法人大江橋法律事務所）
「外国仲裁判断の承認・執行において発生する実務的諸問題」
パネルディスカッション「国際仲裁判断の承認・執行に関して検討すべき諸論点」